

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第92号

平成27年度から平成29年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪府立急性期・総合医療センターの特別管理産業廃棄物処理業務委託（収集・運搬及び処分）に係る単価契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成27年10月9日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 入札に付する事項

(1) 業務名称

大阪府立急性期・総合医療センターの特別管理産業廃棄物処理業務委託（収集・運搬及び処分）に係る単価契約

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成27年11月1日から平成29年5月31日まで

(4) 履行場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号
大阪府立急性期・総合医療センター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措

置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者。

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (4) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。)の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (7) 「感染性廃棄物の適正処理について(平成16年3月16日付け環産発第040316001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長)」別添の「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿った適正処理を行っていること。
- (8) 収集・運搬業者においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第14条の4第1項の特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けた者であり、かつ許可証にある特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物が含まれていること。
- (9) 処分業者においては、廃棄物処理法第14条の4第6項の特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けた者であり、かつ許可証にある特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物が含まれていること。
- (10) 収集・運搬業務並びに処分業務それぞれの資格要件は以下のとおりとする。
 - ア 収集・運搬業務の資格要件
 - ① 平成22年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の医療機関において、特別管理産業廃棄物(ただし感染性廃棄物の取引量が年間500,000L以上であること。)の収集・運搬に関する契約を1件以上締結し、そのすべてを誠実に履行していること。なお、契約継続中であっても、既に1年間以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。

② 大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく、車種規制適合車又は経過措置対象車の認定を受けていること。

イ 処分業務の資格要件

① 平成22年4月1日からこの公告の日までに病床数200床以上の医療機関において、特別管理産業廃棄物の処分に関する契約を1件以上締結し、そのすべてを誠実に履行していること。なお、契約継続中であっても、既に1年間以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。

② 主たる処分方法を焼却とする処理施設を有すること。

(11) 平成22年4月1日からこの公告までの間に、廃棄物処理法に基づく行政処分（改善命令、措置命令、事業停止、許可取消）及び各法令等の不利益処分を受けていないこと。

(12) 本件入札は単体企業による入札参加又は業務提携による2者での入札参加が可能である。それぞれの資格要件は以下のとおりとする。

ア 単体企業による入札参加の場合は以下の要件を全て満たすこと。

① 廃棄物処理法第14条の4第1項及び第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集・運搬業及び処分業について、次の(ア)及び(イ)に掲げる許可を有する者であること。

(ア) 積卸しを行う区域に係る特別管理産業廃棄物収集・運搬業の優良認定業者の許可（大阪府知事及び処分を行う区域）及び当該処分を行う区域に係る特別管理産業廃棄物処分業の優良認定業者の許可

(イ) 廃棄物処理法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物に係る許可

② 本件入札に業務を提携して参加する者（以下「業務提携者」という。）でないこと。

③ 平成27・28年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード063）」及び「特別管理産業廃棄物（処分）（種目コード064）」に登録されている者であること。

なおその登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。

ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先

〒540-8570 大阪府中央区大手前二丁目（TEL (06) 6944-6644）

大阪府総務部契約局建設工事課資格審査グループ

イ 申請の方法

大阪府電子調達システム

（URL(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>))において、必要な事項を入力し、送信する。添付書類は、郵送又は持参する。

ウ 申請期限

平成27年10月19日（月）午後4時

なお、添付書類は、同日（月）午後4時までに必着とすること。

エ その他

詳細は、イの大阪府電子調達システムの説明による。

イ 業務提携により参加する場合は、業務提携者は以下の要件を全て満たすこと。

① 廃棄物処理法第14条の4第1項及び第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集・運搬業及び処分業について、それぞれ業務提携により担当する業務について、次の(ア)及び(イ)に掲げる許可を有する者であること。ただし、1つの業務提携において、収集・運搬業務を担当する者の数と処分業務を担当する者の数は、各1者とする。

(ア) 積卸しを行う区域に係る特別管理産業廃棄物収集・運搬業の優良認定業者の許可（大阪府知事及び処分を行う区域）及び当該処分を行う区域に係る特別管理産業廃棄物処分業の優良認定業者の許可

(イ) 廃棄物処理法第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物のうち、感染性産業廃棄物に係る許可

② 本件入札の他の業務提携に参加するものでないこと。また、単体企業で参加する者でないこと。

③ 収集・運搬業務を担当する者は、平成27・28年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「特別管理産業廃棄物（収集・運搬）（種目コード063）」に、処分業務を担当する者は、「特別管理産業廃棄物（処分）（種目コード064）」にそれぞれ登録されている者であること。

なお当該登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、上記ア③と同じ方法により、資格審査を申請することができる。

3 入札参加資格審査及び入札の手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

平成27年10月9日（金）午前9時から平成27年10月19日（月）午後5時まで。

イ 交付方法

大阪府立急性期・総合医療センターのホームページにおいてダウンロードにより交付する。

ホームページURL：<http://www.gh.opho.jp/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪府立急性期・総合医療センター事務局施設・保全グループにて交付する。この場合の交付期間は、上記アと同様とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 申請書類の提出期間及び提出場所

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア 提出期間

平成27年10月9日（金）から平成27年10月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

イ 提出場所

大阪市住吉区万代東三丁目1番56号

大阪府立急性期・総合医療センター本館3階 事務局施設・保全グループ

ウ 提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送及び電送による申請は認めない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成 27 年 10 月 22 日（木）午後 1 時

イ 場所

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号

大阪府立急性期・総合医療センター本館 3 階第 2 会議室

ウ その他

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金

契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪府立急性期・総合医療センターにより入札参加資格を有するものと認められた者であっても、入札時点において2に掲げる入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をも

って入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第 44 条の規定により契約保証金を納めなければならない。

(ア) 納付期日

契約締結の日

(イ) 納付場所

大阪市住吉区万代東三丁目 1 番 56 号

大阪府立急性期・総合医療センター事務局施設・保全グループ

イ 上記にかかわらず、契約事務取扱規程第 26 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

(7) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び問い合わせ先

〒558-8558 大阪市住吉区万代東三丁目 1 番56号

TEL 06 (6692) 1201 (内線3022)

大阪府立急性期・総合医療センター事務局施設・保全グループ

(8) 詳細は、入札説明書による。